

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

1 日時 平成26年12月26日（金）10:17～10:33

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

信夫 隆生 農林水産省食料産業局産業連携課課長

上口 直紀 農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室室長

細川 嘉一 農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室機構業務班班長

齋藤 典久 農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室機構業務班係長

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### (議事次第)

1 開会

2 議事 6次産業化ファンドにおける農林漁業者の出資要件の緩和

3 閉会

---

○藤原次長 6次産業化ファンドにおける農林漁業者の出資要件の緩和のテーマです。農水省から引き続き御説明をいただきますが、これは成長戦略にも書いてございます。いわゆるA-FIVEというキャピタルですが、その出資割合のところでの要件が厳しいという議論がずっとあったわけですが、一定の措置が講じられているということでございます。具体的には夏の提案、私どもの提案の中では秋田県その他の御要望がある話ということで御説明をいただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○信夫課長 農林水産省食料産業局産業連携課長を務めております信夫と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速資料のほうを御説明いたしたいと思います。横のパワーポイントの資料がお手元に配付されているかと思います。

まず今回、御提案内容につきましては、農林漁業を25%超出资する資金力がない場合は、6次産業化に向けた事業計画の妥当性が認められたものに限り、例外的に出資要件を緩和するという御提案でございました。

まず、前段として農林業漁業成長産業化ファンドの目的から少し簡単に説明させていただきたいと思います。資料の1ページ目でございますけれども、このファンドの目的でございますが、農林漁業者が6次産業化を通じた事業規模の拡大等に取り組もうとする際、必要となる資金を出資により供給することを通じて、農林漁業者の所得の向上、ひいては雇用の拡大・地域活性化を図ることを目的とするものでございます。

左の箱に書いてございますけれども、1つ目の○でございますが、農林漁業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売など3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農林漁業の可能性を広げようとするものと書いてございますが、要するに生産ばかり農林漁業者はやっているのではなくて、みずから付加価値が上がるような取り組みをすることによって、それで市場のチャンスをみずからつかんでいかなければ、これから農林漁業の発展はないということで、そういう意欲のある農林漁業者を支援していくこうというのが農林漁業成長産業化ファンドの目的ということです。

その仕組みでございます。2ページ目でございますけれども、スキーム図にありますように、まず国が産投特会から出資及び貸し付けをいたします。これが300億円でございます。それから、民間の食品企業とか金融機関からも出資をいただいておりまして、これが当初18億円でございます。それを株式会社農林漁業成長産業化支援機構、俗にA-FIVEと呼んでおりますけれども、20年間の時限措置でございますが、ここに積み立てこととなります。

このA-FIVEから6次産業化事業体に対して直接出資をしても構わないのでありますけれども、基本は真ん中の点線で囲ってある間接出資でございます。サブファンドを各地域に立てていただく。これは現状、基本は地方の金融機関が中心になってサブファンドを立てていただいておりまして、今、出資決定したのは51ございますけれども、ここに国も出資して当該地方金融機関などからも出資をし、そして○○キャピタルなどという組織を立ち上げて6次化事業体に出資を行うとともに、必要な経営支援、ハンズオン支援を行う。

なぜこういう形をとっているかといいますと、A-FIVEは大手町にあるのですが、大手町から一々各地の、しかも多様な農林漁業者のところに出かけていって指導するというのはいかにも非効率的でありますし、また、特に地銀さんが入ってくると地域の民間のマネーも使われるということで、地方の経済の活性化にもつながるということで、こういう構成をとっております。

機構の出資期間は15年間ということで、したがいまして案件組成も15年の長きにわたってやります。農林漁業は自然環境の影響もありますので、長期にわたって回収期間を設け

る必要があるということで15年ということにしてございます。機構の出資割合は50%以下。これは要するに半々で地域の金も生かすということでございます。そこから6次産業化事業体に出資をするという仕組みでございます。

3ページ、御提案に関係するのですけれども、原則を申し上げますと現在、サブファンドあるいは直接A-FIVEから出資する場合も同様でございますが、現状の仕組みでございますけれども、3ページの左側、農林漁業成長産業化ファンドの6次産業化事業体に対する出資割合につきましては、これは支援基準に基づきまして当該事業体の総議決権の2分の1以下、上限が2分の1までとしているところでございます。

これは当然民間活力を生かすということと、事業者の主体性というものを生かすという意味では、どんなに出しても50%までであろうということで一応こういうルールにさせていただいたところでございます。しかしながら、実際にいろいろなケースがあって、農林漁業者でなかなか自己資本がなく、この出資が出せないという方もいらっしゃいます。現状、農林漁業者に主体性を持っていただくということで、残りの50%のうち農林漁業者は26%以上出していただくというルールにしているわけでございますけれども、この25%超ですら出せないケースがある。そこでどうにかならないかというのが御提案の趣旨でもございましたし、先ほど司会の方がおっしゃられたように、産業競争力会議でもそういった御指摘を受けております。

そこで、産業競争力会議では状況に応じてサブファンドの出資割合の引き上げをすることについて、今年度中に措置をすることという閣議決定をいただきまして、それで見直していましたのが右側の改正後の姿でございます。

一定のケース、一定の要件を満たす場合には、サブファンドが6次産業化事業体に有する議決権の割合が当該事業体の総議決権の2分の1を超えることができるよう、10月に支援基準、すなわち告示改正をいたしました。

出資割合の引き上げの要件でございますけれども、まず事業の規模から見て農林漁業者の出資を行うことが困難であること。これは当然でございます。2つ目は、しかしながら高い収益性が見込まれて、これは出資案件としては当然妥当なものだと見込まれること。3つ目として、国のお金が入ったサブファンドからの出資が多くなりますので、当然その農林漁業者の所得の確保ですとか、あるいは農山漁村に雇用機会の創出に資するということが見込まれるということ。この要件を満たしていただければ、この2分の1を超えても出資できるようにするということで、10月10日付で告示を改正して措置をしたところでございます。

措置をしてそれで終わりではなくて、こういった仕組みにしましたということを、これは当然現場に浸透させていかなければいけないのでありますけれども、同じ10月10日に合わせて4ページ目でございますが、農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドラインを公表いたしました。この措置したものも出資割合の引き上げ措置も含めまして、ファンド活用における留意点ですか資金調達の具体的方法などを明らかにするために、このガイド

ラインを策定してございます。

実はガイドラインを出すことについては、今日いらっしゃいませんが、秋山委員からも御指摘をいただきしております、特に例えば農林漁業者と言ってもどちらかというとイメージするのは昔ながらの農家のおじさんというイメージがあるのですけれども、そうではなくて、例えば農業参入した企業もちゃんと農業者に位置づけられるんだということを我々も説明しているのですが、それをもっと明確化してくださいという話で、4ページ目の左側の一番下、3つ目の○のところですけれども、新規に農林漁業に取り組む者や、あるいは企業が農林漁業に参入する場合は対象になるのかわからないという御要望がありましたので、これは個人とか企業を問わずに総合化事業計画の申請時に農林漁業者であるかどうかを確認する。農林漁業者はどういう人を言うのかという場合も、農林水産物の生産、販売実績がない場合でも、農林水産物を生産に確実に結びつける活動を開始していれば、例えば農地を借りる契約をしているだとか、あるいは生産に必要な機械の手当をし始めているだとか、そういうことであっても農林漁業者として認められます。現に今、生産行為をやっていなくても大丈夫ですというような整理をいたしました。

5ページの一番下の大きな箱、今回の見直し内容でございます。右側①一定の要件を満たした場合におけるサブファンドの出資割合の議決権を引き上げるということですとか、あるいはA-FIVEの官民ファンドとしての特徴の1つは、他の官民ファンドは出資だけ行えるのに比べて、ここは資本性劣後ローンも組み合わせて支援をすることができるということになりますので、この資本性劣後ローンを組み合わせて出資分を少なくするだとか、あるいは農林漁業者お一人でやる、あるいは1社でやる必要はございませんので、これは複数の農林漁業者の方が組んでこのファンドを使っていただいてもいい。こういったさまざまなパターンをお示しすることによって、このファンドの活用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

最初の当方からの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

大きな改革が行われたということがわかりました。それでは、八代委員から御質問はありますか。

○八代委員 これは、利子はどうなのですか。優遇されているのですか。出資だからリターンについては全く全ての出資者が同じリターンなのですか。

○信夫課長 事業によってそれぞれ出資期間を通じてどれぐらいリターンがあるか。IRRで見込んでいくわけで、そこは少しばらつきがございます。

○八田座長 配当率は、当事者に対しても、事業者に対しても、6次産業支援のここに關してもみんな同じということですか。

○信夫課長 投資倍率としては1.2倍から1.8倍ということで設定しております。その間でそれぞれの状態に応じて、事業者に応じて設定することになります。

○八田座長 そうなのですが、要するにリスクを余計にとることによって間接的に財政補

助をしているのであって、後での配当を当事者よりも少なめにするとかいった優遇等は講じていないわけですね。

○信夫課長 それはないですね。一応、官民ファンドのガイドラインがありまして、最後回収するときに元本を超えるべきということで基準は設定しております。

○八田座長 そうなのですか。要するに出資に対する配当の率は全て等しいということですね。

○信夫課長 それは一緒でございます。

○八田座長 一緒ですね。だから国の補助は、基本的にはリスクをとっていることになっている。

それで今回25%よりもさらに下げたということは、そこのリスクをさらにより大きくとることにしましたという意味ですね。

○信夫課長 そのとおりです。

○八田座長 わかりました。

○八代委員 それで出資だから、仮に倒産みたいなことになれば返ってこないわけですから、国としてはもちろんいろいろなファンドがあるし、いろいろな事業者がいるから、あるところがうまくいかなくても、ほかのところで利益を得れば300億は確保できるわけですね。

○信夫課長 先生御指摘のとおりです。

○八代委員 それはある程度リスクは認めている。当然そういうことです。

20年間の時限措置だから、20年たったときに一応300億、できればそれ以上返してもらえば国はいいのですが、その後のことは直前になつたら考える。当然これはうまくいけばもっと続ける必要があるわけで、とりあえず時限だから、そこでもう一回法律をつくれば、そのまま続けるか、あるいは民間にもっと任せるというか、それはあり得るわけですね。

○信夫課長 そうでございます。

○八代委員 それで、サブファンドは地方の金融機関に限られるわけではない。

○信夫課長 そこは限られません。

○八代委員 ある意味では誰でもいい。いかがわしくなければ。

○信夫課長 6ページ目をごらんいただければと思います。基本51あるもののかなり多くの部分は、日本地図に落としておりますように地銀さんでございます。一方で右側に県域に限られないファンドとしてJAグループですとか、メガバンクのみずほ、三菱東京UFJ、三井、あるいはちょっとおもしろいところではエー・ピーカンパニーさんだとか、ぐるなびさんもサブファンドを構成してございます。いろいろな得意分野がございますので、そのところで案件形成をしていただくということです。

○八田座長 これは信用組合というか、要するに地方にありますね。あれが入っていないのはどうしてですか。

○上口室長 これは基本的には地方銀行そのものが入っている場合が多いですが、信金さ

んみたいなところも入っているファンドもございます。ですが、基本的には投資事業有限責任組合の組合員としての立場から出資する形になりますので、基本的に金融機関のいろいろなカテゴリみたいなものの条件みたいなものはございません。

○八田座長 ここは全てということではないのですね。私はたまたま北九州にいるものだから、あそこは信用金庫が大きなシェアを持っています。そういうところは特に入っていないかなと。

○上口室長 基本的にここに書かせていただいているのは、その中でも主に基本的には一番出し手になっている組合員だとか、あとは実態的にそこの子会社みたいな形でのGPというか無限責任組合員が執行している人がいるような場合について、その応募のあったものを書かせていただいています。

○八田座長 よくわかりました。どうもありがとうございました。